┏┓
┗■２．上関原発ボーリング調査中止を勝ちとる！ 　(連載その２)
　｜　　漁業権等の権利者(祝島漁民)は、
　｜　　本来、事業者(中国電力)よりも強い
　｜　　電力会社の損失補償基準をめぐって
　└────　熊本一規（明治学院大学名誉教授）

　　　　　　　(「連載その１」は2019.12.23【TMM:No3824】に掲載
                基本的に月１回の連載の予定です)

◎　中国電力は、山口県知事の出した一般海域占用許可に基づく海上
ボーリング調査（上関原発建設に向けた調査で2019年11月～2020年
１月に予定されていた）に全く手を付けられないまま、12月16日に
工事の中止を発表しましたが、この中止を勝ちとるうえで、11月11日
山口県交渉の成果が大きく役立ちました。

　11月11日県交渉では、それに先立って持たれた10月30日県交渉での
県の主張の誤りを次の三点にわたって指摘しました。

１．祝島の許可漁業者・自由漁業者は「利害関係人」にあたる
２．共同漁業権は「独占排他的な権利」ではない
３．「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」は電力会社の事業
にも適用される
　ここでは、３．について説明します。

◎　「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(以下、「要綱」
という)とは、昭和37年に閣議決定されたもので、公共事業等では、
各事業者がこの要綱に従って定めた基準に基づいて損失補償を
支払わなければ、憲法29条違反になります。
　ところが、10月30日県交渉で、山口県は「要綱は公共事業にのみ
適用されるもので、電力会社の事業には適用にならない」旨主張
しました。
　10月30日には証拠がないので、いくら反論しても押し問答になる
ため、11月11日に証拠を示して追及し、電力会社の事業にも要綱が
適用されることを認めさせました。

　示した証拠は、参議院商工委員会昭和58年５月17日会議録の吉田
正雄参議院議員（当時）の質問部分です。
　経産省の答弁には「要綱に基づいて『電源開発等に伴う損失補償
基準』が定められ、この基準に基づいて電力会社の漁業補償が
行われています」旨、明確に記されています。
　これを示された山口県は、何の反論もできず、このやり取りが
もとになって、「占用許可が憲法違反にならないことを説明して
下さい」との追及にも沈黙するほかなく、これが勝負を決しました。

◎　なぜ、そんな古い議事録を短期間に探し出せたかというと、吉田
議員の質問の台本を作ったのは私だったからです。
　10月30日以後、古いノートから吉田正雄議員の質問の日を特定
できたので、国会図書館で議事録をコピーしてきたのでした。
　ところで、「電源開発等に伴う損失補償基準」は昭和38年11月25日に
策定されましたが、その後、平成12年12月28日に新たなものが策定
され、同時に旧基準は廃止されています。

◎　そのため、新基準を入手しようとネット検索してみたのですが、
驚きました。
　ネットでは、同基準については、埼玉県立久喜図書館からの
問い合わせに関する「レファレンス事例詳細」という記事しかなく、
そこには「『官報』,『基本行政通達』,『通産省公報』の各該当部分
になし。…国会図書館にも照会したが、資料はないとの事」と
記されていたのです。
　国が如何に同基準を極秘扱いしてきたかを物語っています。

　そこで、経済産業省に情報公開請求をして、同基準及び同細則を
ようやく入手し、私のホームページ　<http://www.kumamoto84.net　の>
上関原発の頁に掲載しました。ネット上で初の掲載になったと思います。

◎　以上の経緯をなぜ記したかといいますと、国や電力会社と闘う
には、このような資料を丹念に収集する必要があるということを
言いたいからです。
　吉田正雄議員の質問の議事録がなければ、今回の中電のボーリング
調査中止は勝ち取れなかったことから、それは明らかでしょう。
　脱原発運動がそのような質を備えていけば、運動の力量が大きく
強化されると思います。　　　「連載その３」に続く